

## 猫の去勢・不妊手術費補助金交付事業について

## 1 事業概要

飼い主による所有権放棄、または拾得物として保健所に引き取られ、殺処分となる猫の大半が子猫であるという現状を踏まえ、望まれない妊娠により生まれてしまう猫を減らすことを目的として、猫の飼い主等に対して去勢・不妊手術費用の一部を補助します。

## 2 補助内容

助成対象者	次の要件を満たしている者 ①市内に住民登録があり、かつ、その住所地に居住していること ②市内において猫を飼育管理している者または所有者の判明しない猫を責任もって世話している者
助成額 (限度額)	オス 1匹につき3,000円    メス 1匹につき5,000円
助成数	1世帯あたり6匹まで
申請期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日
手術する動物病院	市内、市外を問わない
申請手続	事後申請 (平成26年度に事後申請に変更) <手順> ① 飼い主等は動物病院で去勢・不妊の手術をする。 ② 飼い主等は手術が完了した日から3ヶ月以内に手術経費の領収書類を添付し、市に交付申請兼実績報告をする。 ③ 市は交付申請兼実績報告書類を審査し、交付決定をする。 ④ 申請者に助成金を振り込む。

## 3 補助金交付実績

平成29年度	オス	メス	合計
計	474	784	1,258

平成30年度	オス	メス	合計
計	506	830	1,336

## 4 予算状況について

平成30年度	当初予算	3,938,000円
	補正後	5,673,000円
	決算額	5,668,000円
平成31年度	当初予算	5,000,000円